

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

1）循環型社会形成に向けた取り組みによる低炭素およびカーボンニュートラル社会実現への貢献

- ① 施設の設備管理・運転管理を適正に行い、「安全・安心」な操業維持に努め、多摩地域（25市1町）の都市ごみ焼却残さからエコセメントを製造し、建設資材として市場へ戻す事で、循環型社会形成の一翼を担い、廃棄物埋立ゼロによる多摩地域の廃棄物最終処分場の延命化に貢献する。
- ② エコセメント製造に関し、都市ごみ焼却残さの受入量を元に、適正な「運転計画策定」「原単位目標設定」を行い、「運転の最適化」により脱炭素化社会の実現・省エネルギーに係る事業活動を積極的に支援することで、持続可能な社会の実現に貢献する。

2）企業間の連携によるサプライチェーン全体の生産性向上に向けた取組みの推進

- ① 製造業務および設備修繕業務をする協力会社と業務上の安全パロール、安全衛生協力会・ゼロ災害ミーティングを通じて、課題や解決策に繋げる情報共有や意見交換を実施し、「安全文化」を醸成する。
- ② 請負契約更新前に合わせ、業務請負取引先から請負金額の改定要請がない場合でも、自社から積極的に請負取引先に対し、請負金額改定および業務内容の改善の必要性について確認する。また、下請取引に係る社内教育を行い、適正化をはかる。

3）健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策）

- ① 持続的な発展成長を実現するために、社員の健康を重要な経営資源の一つであると捉え、社員個人の自発的な健康活動に対する支援や組織的な健康活動を推進することで、全社的に健康経営に取り組んでまいります。
また、関係先の社員の健康増進も重要と捉え、安全衛生協力会を通じて、健康経営に関する取組みやノウハウなど、積極的に情報を発信することにより自社の知見を共有いたします。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインやひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

東京たまエコセメント株式会社

代表取締役社長 田中 勲

2024 年 2 月 8 日制定